

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和3年1月7日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

## 議決事項

第1 議案第1号 墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正について

## 報告事項

第1 令和2年度東京都教育委員会表彰の受賞者について(資料1)

## 議案第1号

墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年1月7日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

## 墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

区立幼稚園

区立小学校

区立中学校

墨田区教育委員会服務監察規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第12号）の一部を次の表のように改正する。

令和3年1月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（服務監察事項）</p> <p>第4条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>の規定に基づく職員の賠償責任の調査に関すること。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>（非行及び事故の報告）</p> <p>第8条 課長及び校長等は、<u>第4条第1号から第3号</u>までに該当する事実を知ったときは、遅滞なく墨田区教育委員会事務局次長（以下「次長」という。）を経て、教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 教育長は、<u>前項の規定による報告</u>を受けたときは、直ちに次長を通じ、監察員に事故監察を命ずるものとする。</p> <p>（措置状況の報告）</p> <p>第11条 関係課長及び校長等は、<u>前条の規定</u>により措置命令を受けた事項については、速やかに必要な措置を講じ、<u>そのてん末</u>を次長を経て、教育長に報告しなければならない。</p> <p>（教育委員会への報告）</p> <p>第12条 教育長は、<u>第9条第1項の規定</u>に</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2</u>の規定に基づく職員の賠償責任の調査に関すること。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 課長及び校長等は、<u>第4条第1号、第2号及び第3号</u>に該当する事実を知ったときは、遅滞なく墨田区教育委員会事務局次長（以下「次長」という。）を経て、教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 教育長は<u>前項の報告</u>を受けたときは、直ちに次長を通じ、監察員に事故監察を命ずるものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 関係課長及び校長等は、<u>前条の規程</u>により措置命令を受けた事項については、速やかに必要な措置を講じ、<u>そのてんまつ</u>を次長を経て、教育長に報告しなければならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第12条 教育長は<u>第9条第1項</u>に基づく服</p>

<p>よる服務監察結果の報告を受けたときは、その概要について教育委員会に報告する。</p> <p>2 教育長は、<u>前条の規定による措置状況</u>の報告を受けたときは、その概要を必要に応じて教育委員会に報告する。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この規程に<u>定めるもののほか、服務観察の実施について必要な事項は、</u>教育長が定める。</p>	<p>務監察結果の報告を受けたときは、その概要について教育委員会に報告する。</p> <p>2 教育長は、<u>第11条に基づく措置状況</u>の報告を受けたときは、その概要を必要に応じて教育委員会に報告する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第13条 この規程に<u>関し必要な事項は</u>教育長が定める。</p>
--	--

#### 付 則

この訓令は、令和2年4月1日から適用する。

## 令和2年度東京都教育委員会表彰の受賞者について

## 1 表彰区分

健康づくり功労者（学校保健・学校安全分野）

## 2 受賞者

所 属 墨田区立本所中学校

推薦区分 学校薬剤師

氏 名 鳥居 徹也

## 3 表彰式

今年度の都の表彰式は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったため、表彰状は本所中学校長から贈呈する予定である。

## 4 その他

東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）等取扱要綱（抜粋）

（表彰の目的）

学校保健、学校安全及び学校給食の指導、運営等を通じて、優れた功績がある学校関係者、学校関係団体及び組織的、計画的に幼児・児童・生徒の健康づくりに取り組む学校を表彰することにより、これらに関する積極的な活動を奨励し、東京都における学校保健、学校安全の水準の向上及び学校給食の普及と充実を図ることを目的とする。

（推薦基準）

学校保健・学校安全の推進に熱意を示し、顕著な功績又は模範として推奨に値する具体的な活動実績があった者